

自分の体は

自分で守る

名和診療所 所長

佐々木 修治

現在かかりつけ医に通院してお薬をもらつておられる方、ご自分

の病気について、また、自分が飲んでおられる薬の名前や効果についてお分かりでしょうか？ご高齢の方、認知症で物忘れのひどい方など覚えるのが難しい方以外は、ご自分の病気や飲んでおられる薬をしっかりと把握しておいてほしいものです。

たとえば高血圧の患者さんで、薬を飲んでいても塩分の取りすぎに注意していない方や、糖尿病の治療をしながら運動をせずに、おやつをたくさん食べている方が時々いらっしゃいます。血圧が高くなることに塩分の取りすぎが影響していることや、糖尿病に運動不足、食べすぎが悪いことは、どこの病院、医院でも説明されますし、テレビ、新聞などでも広く情

報が報じられています。残念ながら医療機関外での行動は医師や看護師が管理したり、制

限したりすることはできませんのすよ」とご提案、ご案内させていたくことしかできません。その気になつていただくようにお話の仕方など工夫していますが、生活习惯の改善などは最終的には個人によつて判断されることになります。自分の病気をきちんと治療で

きるかどうかは、特に生活習慣病については、患者さん本人のやる気によるところが大きいです。自分の体は自分で守りましょう。

薬についても毎日飲んでいないら、名前も覚えておられないという方が、かなりいらっしゃいます。いつもかかっている医療機関以外に行かれた時などは「今飲んでいたる薬はありますか？何という薬ですか？」と聞かれます。これは飲み合わせの問題や、同じ薬を二重にさせないようにするための質問に出さないようにするための質問であり、薬を飲む方に不利益がないために確認させていただいているのです。分からぬ場合は治療の選択肢を狭めてしまう可能性もありますので、覚えておくか、薬を持って行くか、もしくは薬をもらう時にいてくる説明の紙やお薬手帳を持って行くことをお勧めします。

「一人ひとりが輝くために」（その1） —進めよう男女共同参画社会づくり—

「男女が、性別にとらわれることなく、老いも若きも一人ひとり

が社会のあらゆる分野でその個性と能力を十分發揮できる機会が確保され、共に輝き共に責任を分かち合う社会」づくり。

平成11年6月に「男女共同参画基本法」が制定されて11年。国や県、大山町においても男女共同参画社会への取り組みが進められています。

大山町人権交流センター TEL 0859-54-2286
大山町茶番 1077-3 FAX 0859-54-2413

国の動き

国においては、平成22年12月に、「第3次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。この新たな基本計画の策定にあたって強調された視点は次の6点です。

- 女性の活躍による社会の活性化
- 男性にとっての男女共同参画
- 子どもにとっての男女共同参画
- 様々な困難な状況に置かれている人々への対応
- 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 地域における身近な共同参画の推進

「人権のつぼ」では、来年度に行われる「第2次大山町男女共同参画プラン」の見直しに合わせ、その参考にしていただくために、今回から「男女共同参画」について連載します。次回もぜひ、お読みください。

◆問い合わせ先
大山町
人権推進課
TEL 0859-54-2286

のぼり旗を作りました。貸出しますのでご活用ください。

大山町では、平成18年11月に町民の方1,608人を対象に「大山町男女共同参画に関する町民アンケート」を実施し、その分析などをもとに平成19年3月「大山町男女共同参画プラン」を策定しました。現在、このプランを基に男女共同参画社会の実現にむけて取り組みを進めているところです。

このプランは平成19年度から平成23年度の5年間を見越して作られたもので、来年度は平成24年度からの新たな2次プランの策定に向けて見直しの年になります。大山町では見直しに向けて平成23年度内に、新たなアンケートを行い、内容の検討を進めていく予定です。

◆問い合わせ先
大山町
人権推進課
TEL 0859-54-2286